

## 地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザイン利用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」(以下「松戸ナンバー」という。)の背景デザインの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、松戸ナンバーの背景デザイン(以下「本件デザイン」という。)は、地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザインマニュアル(以下「デザインマニュアル」という。)に定めるものとする。

### (利用の申請)

第3条 本件デザインを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合を除き、地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザイン利用許諾申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、松戸市長(以下「市長」という。)に申請しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体において使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) 前2号に掲げるほか市長が適当と認めた場合

### (利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件デザインの利用を許可しないものとする。

- (1) 松戸ナンバー対象地域の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) デザインマニュアルに従って利用しない、又は利用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
- (5) 特定の個人、又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本件デザインの利用が不適當であるとき。

### (利用の許可)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用を許可するときは地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザイン利用許諾通知書(別記第2号様式)により、却下するときは地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザイン利用却下通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

#### (利用の期間)

第6条 本件デザインの利用許可の期間は、申請時に定めのない場合は利用を許可した日から当該利用を許可した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の期間の満了後において、引き続き本件デザインを利用しようとするときは、当該期間の満了日までに、第3条の規定による申請を行い、前条第1項の規定による利用の許可を受けなければならない。

#### (変更申請等)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザイン利用変更申請書(別記第4号様式)に変更に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の変更を許可するときは地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザイン利用変更許諾通知書(別記第5号様式)により、却下するときは地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザイン利用変更却下通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

#### (利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を得た用途にのみ利用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 利用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本件デザインを利用し、商標法による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) デザインマニュアルに基づき正しく利用すること。
- (5) 本件デザインの利用にあたっては、利用許可通知書に記載の利用許可番号を明示すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (6) 本件デザインを利用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (7) 市長から要請があった場合は、本件デザインの利用実態を報告すること。
- (8) 事故、知的財産権の侵害等、本件デザインの利用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め利用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(利用の許可の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

(1)この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2)偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。

(3)前各号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、利用者に地方版図柄入りナンバープレート「松戸ナンバー」デザイン利用許諾取消通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用の許可を取り消された者(以下「許可取消者」という。)は、前項の通知があった日以降、当該利用の許可を受けて作成した最終成果物の利用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 許可取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。

5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、市長は一切の責任を負わない。

(利用料)

第10条 本件デザインの利用料は、当分の間、無料とする。

(利用に起因する問題)

第11条 利用者は、本件デザインの利用に起因する問題が生じたときは、利用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、本件デザインの利用に起因する問題により松戸市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。